

令和6年第5回9月定例会は、9月2日から9月19日までの18日間の会期で行われ、市長提案議案15件、請願2件、陳情1件、議員提出議案1件、認定6件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

## 9月定例会の概要



後期高齢者被保険者証及び資格証明書の

廃止に伴い資格確認書の発行など

15 議案を議決

第73号

個人番号の利用及び

特定個人情報の

提供に関する条例

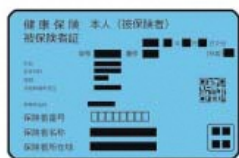
市

議員

個人番号を利用した情報連携による行政サービスの効果や有効性について問う。

マイナ保険証により、申請者が現在どの医療保険に加入しているか確認が取れるため、手続の際に申請者へ確認する書類等の簡素化が図られ、迅速な手続が可能となる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法令等の規定に合わせた字句の整理などを行うもの。  
この改正により、12月から健康保険証が通称マイナ保険証に一体化され、各健康保険の資格確認、市子ども医療費の助成及び市ひとり親家庭医療費の助成等の申請手続が簡略化される。



## 第74号

# 後期高齢者被保険者証 及び資格証明書の 廃止に伴い 資格確認書の発行

本年12月2日以降において、マイナンバーカードと後期高齢者医療被保険者証の一体化に伴い、新規で後期高齢者医療被保険者証が発行されなくなるため、所要の改正を行うもの。

なお、マイナンバーカードを持っていない方及びマイナンバーカードと被保険者証の紐付けをされていない方が従来の被保険者証と同じように医療機関等で受診ができる資格確認書を発行する。

また、経過措置として、12月1日までに交付された被保険者証は住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限（令和7年7月31日）まで使える。

## 第72号

# ひとり親家庭医療費 助成に関する条例の 一部を改正する条例

国の児童扶養手当法施行令の改正で条文の整理がなされたことにあわせ改正するもの。条項の繰上げで規定の中身自体に変更はない。

児童扶養手当法施行令については、今回所得制限の見直しが行われ、ひとり親家庭医療費の受給対象者にも所得制限があり、同じ所得額を適用している。

児童扶養手当の所得要件の変更にあわせて、ひとり親の受給資格の所得制限も変えることになる。

ひとり親の受給資格の更新時期は11月からとなっており、それにあわせて、新しい要件で今後所得判定をしていくことになる。

# 人事案件5件を議決

☆農業委員会委員

廣瀬 恵美子 氏（新任）

☆固定資産評価審査委員会委員

中島 寛 氏（再任）

荒 知之 氏（再任）

☆人権擁護委員

菊地 義広 氏（再任）

菊池 幸枝 氏（再任）

